

秋田県健康づくり審議会分科会及び部会設置要綱

(趣旨)

第1条 秋田県健康づくり推進条例（平成16年秋田県条例第16号。以下「条例」という。）第21条に規定する秋田県健康づくり審議会（以下「審議会」という。）において、条例第25条第1項の規定に基づき設置する分科会及び第2項の規定に基づき分科会に設置する部会について定めることとする。

(設置分科会)

第2条 審議会には、次の分科会を設置するものとする。

- (1) 成人保健分科会
- (2) 母子保健分科会
- (3) 感染症対策分科会
- (4) 臓器移植対策分科会
- (5) 歯科保健分科会
- (6) 健康秋田21計画企画評価分科会
- (7) 栄養・食生活分科会
- (8) あきた健やか親子21推進分科会
- (9) 心の健康づくり推進分科会

(分科会の所掌事項)

第3条 前条各号に掲げる分科会は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。

- (1) 成人保健分科会
成人保健事業の推進に関すること
- (2) 母子保健分科会
母子保健事業の推進に関すること
- (3) 感染症対策分科会
感染症対策の推進に関すること
- (4) 臓器移植対策分科会
腎不全、臓器移植対策の推進に関すること
- (5) 歯科保健分科会
歯科保健事業の推進に関すること
- (6) 健康秋田21計画企画評価分科会
健康秋田21計画の進捗状況の評価、意識調査の設計・分析等に関すること
- (7) 栄養・食生活分科会
栄養・食生活の改善、食育の推進に関すること
- (8) あきた健やか親子21推進分科会
あきた健やか親子21計画の進行管理に関すること

(9) 心の健康づくり推進分科会

心の健康づくり、自殺予防対策の推進に関すること

(設置部会)

第4条 分科会には、次の部会を設置するものとする。

(1) 成人保健分科会

- ア 生活習慣病登録・評価部会
- イ 消化器がん部会
- ウ 子宮がん部会
- エ 乳がん部会
- オ 肺がん等部会
- カ がん登録部会

(2) 感染症対策分科会

- ア エイズ部会
- イ 新興感染症部会
- ウ 肝疾患対策部会

(部会の所掌事項)

第5条 前条各号に掲げる部会は、それぞれ次の事項を所掌するものとする。

(1) 生活習慣病登録・評価部会

脳卒中患者の登録及び成人病予防対策の評価に関すること

(2) 消化器がん部会

消化器がん検診の実施方法及び精度管理等に関すること

(3) 子宮がん部会

子宮がん検診の実施方法及び精度管理等に関すること

(4) 乳がん部会

乳がん検診の実施方法及び精度管理等に関すること

(5) 肺がん等部会

肺がん等検診の実施方法及び精度管理等に関すること

(6) がん登録部会

がん登録の運営、分析、評価、検証、登録情報提供の決定等に関すること

(7) エイズ部会

エイズの正しい知識の普及、感染源、相談及び指導、検査及び健康診断、医療対策、その他エイズ予防に関するこ

(8) 新興感染症部会

S A R S や新型インフルエンザ等の新興感染症の正しい知識の普及、相談及び指導、検査及び健康診断、感染予防、医療、その他新興感染症対策に関するこ

(9) 肝疾患対策部会

肝疾患治療体制の整備、普及・啓発、相談・指導、検査、治療等に関するこ

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、分科会及び部会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月20日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成20年7月1日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成23年3月31日から施行する。

この要綱は、一部改正し、平成27年10月16日から施行する。